

### 宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の改正について

#### 1 改正理由

教職員の職場環境の改善やメンタルヘルス不調の未然防止は喫緊の課題となっており、教育庁においても健康管理医（産業医）の役割の重要性は増している。

現在、教育庁出先機関等の健康管理医については、各地区の保健所長を選任しているところである。

しかし、保健所長会からは、保健所の業務の増大等で、今後、健康管理医としての活動が十分に実施できなくなるおそれがあることを理由として、健康管理医の選任方法の改善について強く要望を受けている。

そこで、職場環境の改善の一層の推進と職員の心身の健康保持・増進につなげるため、外部の医師についても選任できるように宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程を改正するもの。

#### 2 改正の概要

第 8 条第 2 項において「又はその他法第 13 条第 2 項に規定する産業医の要件を備えた医師」の文言を追加し、保健所長のほか、外部の医師も選任できる内容とした。

#### 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日